

件 名 飯能河原における火気使用等有料化事業の開始について

1 概要

飯能市（市長：新井 重治）は、河川空間を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、飯能河原の中州エリアにおいて、一般社団法人奥むさし飯能観光協会（以下、「協会」という。）が主体となった火気使用等有料化事業を令和 5 年 4 月から開始いたします。

飯能市は、これからも飯能河原における観光と自然・生活環境の調和を目指し、協会等との連携により諸施策に取り組んでまいります。

2 内容

（１）経緯

飯能河原は古くから市民の憩いの場として、また、近隣自治体からは遠足の聖地として、そして近年ではアウトドアブームの中、手軽に川遊びやＢＢＱが楽しめる観光スポットとして注目を集めております。

一方、ゴミの放置・投棄、ＢＢＱの煙や臭い、大音量で音楽を流すことなどによる騒音、周辺道路における交通渋滞、ケンカ等のトラブルなどの発生に加え、コロナ禍における来場者の集中やマナー違反の横行等によって、感染拡大及び地域住民の不安が増幅していくことが懸念されたことなどから、令和 3 年 8 月の緊急事態宣言の発出と合わせ、やむなく河原の閉鎖に至りました。

閉鎖解除を行った同年 10 月からは、ＢＢＱなど、火気等を用いた調理、飲食を行う利用を「火気使用区域」に限定することとし、令和 4 年 4 月から 5 月の 18 日間と 7 月から 8 月の 22 日間に、協会と連携し、河川管理者である埼玉県の協力をいただきながら、有料化の実証実験を実施いたしました。

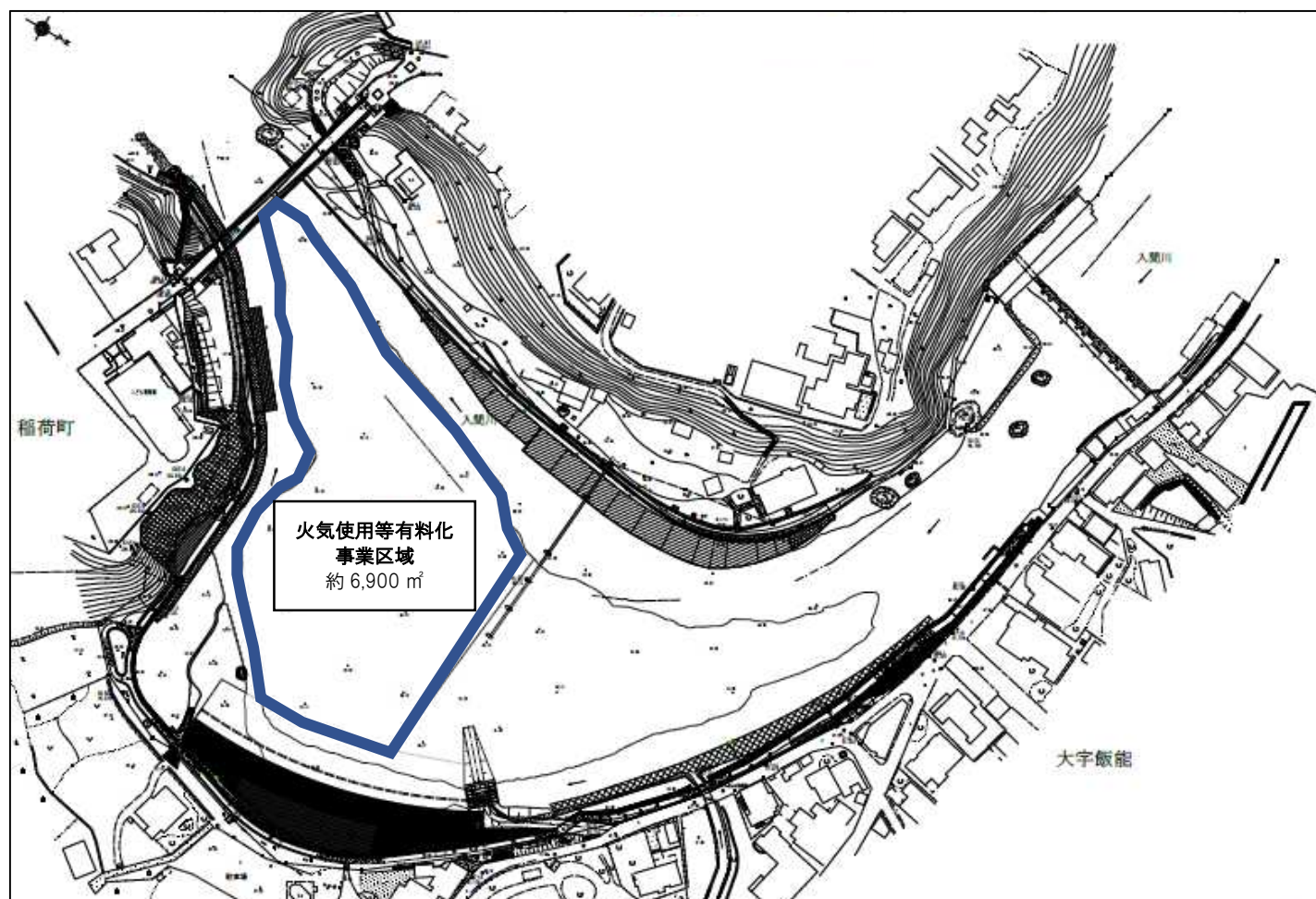
実証実験の結果、飯能河原利用調整協議会により、周辺住環境の維持や、利用者の安全確保などの観点で、有料化が適切であると判断されたことから、埼玉県が推進する水辺空間における利活用プロジェクト（水辺空間とことん活用プロジェクト※）に取り組むこととし、河川敷地占用許可準則第 25 に規定する施設使用者を選定し、令和 5 年 4 月より火気使用等有料化事業に取り組むことといたしました。

※水辺空間とことん活用プロジェクト

民間活力を導入し、水辺空間に「新たな魅力」と「賑わい」を創出することで、地域の活性化を図るもの。

(2) 火気使用等有料化事業区域

下の図に示す青い枠の部分 約 6,900 m²



(3) 施設使用者

(一社) 奥むさし飯能観光協会 (飯能市本町 1-7)

(4) 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで (3 年間)

(5) 施設使用者による事業内容

火気使用等有料化事業区域の運営等 (火気使用等有料化事業区域を利用する場合、あらかじめ定める特定日※に利用料金がかかります。)

※特定日は、春の大型連休、5月から7月の土日祝日、夏休み期間 (7月下旬から9月上旬)、9月から11月第2週までの土日祝日 年間90日程度を設定予定。

(6) 特定日における利用料金等

1 人 1,000 円 (小学生以下無料)

1 日定員 原則 500 名

(7) 申込方法等

申込方法等の詳細は、4月1日以降に協会ホームページをご覧ください。

(8) 今後のスケジュール

4月1日～ 市と協会による使用契約締結
協会ホームページで利用案内開始
下旬～ 有料化事業開始

事業に関するお問合せ先

一般社団法人 奥むさし飯能観光協会

Eメール：hannokanko@gmail.com

電話番号：042-980-5051

※お電話でのお問い合わせは営業時間（9時～17時）内をお願いいたします。

担当者	産業環境部観光・エコツーリズム推進課 吉田 昌弘
連絡先	Tel 042-973-2111 内線630